

令和2年9月16日

「共通教育科目」履修学生 各位

国際基幹教育院長

令和2年度第3クォーター「共通教育科目」における対面授業
について（通知）

共通教育科目では感染症対策をとったうえで、原則として、第3クォーターは対面授業を実施します。対面授業への出席に備えて、令和2年9月2日付で通知された「【第14報】新型コロナウイルス感染症に関する注意事項＜重要＞」及びその後の通知に基づき行動してください。

また、下記の点に留意してください。

記

1. 体調不良（※）がある場合は、登学せず自宅療養してください。また、体調不良により共通教育科目の授業を欠席する場合は、自分で授業担当教員に連絡してください。

※体調不良とは

（例）発熱（37℃以上の微熱を含む）、咳、倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚異常、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐など

2. 学生本人が基礎疾患を保持している等の理由により、共通教育科目の対面授業に出席できない場合は、別紙「対面授業に出席できない理由申請書」に記載のうえ、9月24日（木）までに基幹教育学務係（stgaku@adm.kanazawa-u.ac.jp）へ提出してください。

審査結果については、9月30日（水）までにアカンサスポータルメッセージで通知します。共通教育科目の対面授業に出席しないことを許可された学生には、オンライン授業受講等の配慮をしますので、授業担当教員の指示に従ってください。

《添付資料》

- ・【第14報】新型コロナウイルス感染症に関する注意事項＜重要＞
- ・別紙「対面授業に出席できない理由申請書」